

令和4年 第1回北海道私立学校審議会 議事録

1 日 時 令和4年6月23日(木) 14:00~14:30

2 場 所 TKP札幌カンファレンスセンター7階 7E (オンライン開催)

3 委員定数 15名

4 出席委員 12名

秋山秀司委員、扇柳尚英委員、宮路真人委員、佐藤みゆき委員、須藤美紀子委員、布川耕吉委員、守本朝美委員、祖母井里重子委員、川島康恵委員、東郷明子委員、苫米地司委員、前田賢次委員

5 議題

諮問事項の審議

- (1) 高等学校の広域通信制課程設置認可について
- (2) 高等学校の学科廃止認可について
- (3) 各種学校の設置認可について

6 議事

(本年度は委員の改選期に当たることから、学事課長の進行により、会長の選出を行った。守本委員から前田委員を推薦する旨発言があり、全会一致で前田委員を会長に選出した。)

(その後、前田会長から審議会運営規則第5条に規定する会議定員数に達している旨宣言され、本審議会の議事録署名人に佐藤委員、川島委員を指名した。)

(審議に先立って、事務局から前々回、前回の答申の処理状況について資料に基づき説明し、その後諮問事項の審議を行った。(前々回の答申の処理状況は、文部科学省が行う寄付行為の変更認可日に併せて令和4年3月10日に認可したため。))

◆諮問事項の概要

【事務局説明】

(事務局から諮問事項の概要について説明し、併せて「私立学校等の設置等認可に係る事務手続きについて」に関し次のとおり説明した。)

「私立学校等の設置等認可に係る事務手続きについて」を今回改正したので報告します。資料の下線部が今回改正した箇所となります。この事務手続きにつきましては、設置等認可の申請手続

きにつきまして、設置等予定年度の前年度の9月30日までに申請書を提出することと規定されており、施設の新築や改築などの施設整備を伴う場合は前々年度の9月30日までに予め計画書を提出いただくこととしております。

今回の改正は、施設整備を伴わない課程の設置や学校の設置について、事前に計画書の提出を求めないことの事務手続きを明確にするため、改正を行ったものでございます。

【事務局説明】

(1) 高等学校の広域通信制課程設置認可について

(学校法人札幌静修学園 札幌静修高等学校の広域通信制課程の設置に係る認可について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。)

学校法人札幌静修学園が設置する「札幌静修高等学校」の広域通信制課程の設置認可申請についてご説明します。

本諮問事項は、生徒の多様化、不登校生徒の通信制高等学校への進学など、現在の高等学校教育に求められているニーズに対応するため、コミュニケーション能力や、感性に富んだ生徒を通信制課程において養成することを目的として、広域通信制課程を設置するものです。

設置の時期は令和5年4月1日を予定しております。

設置する通信制課程の学科は「普通科」であり、全日制課程に通うことが難しい生徒に対し、心身の発達や進路に応じて、普通科教育を行おうとするものです。

修業年数は3年以上で、収容定員は360人となっております。

通信教育を行う区域は、北海道を含めた12都道府県です。

通信教育連携施設ですが、本校に加え、面接指導や試験等の実施について連携協力を行う「面接指導等実施施設」は、東京都、大阪府、京都府、福岡県の4都府県の5施設を予定し、いずれも設置都府県において認可された専門学校等の一部を借りて実施します。

また、生徒の進路相談や心身の健康等に関する相談を行う「学習等支援施設」は、6都府県6施設のオフィスの一部を借りて実施します。

書面審査の結果、全ての項目について設置基準を満たしていることを確認済みです。

なお、広域通信制課程の認可を行うときは、あらかじめ文部科学大臣に届出が必要となっており、本審議会での了承を得られましたら、文部科学省への届出を経て認可を行う予定となっております。

説明は、以上のとおりです。御審議をよろしく申し上げます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

※本件の学校関係者である宮路委員を除く。

(2) 高等学校の学科廃止認可について

(学校法人北海道科学大学 北海道科学大学高等学校の工学科廃止に係る認可について、資料に

基づき事務局から次のとおり説明した。)

学校法人北海道科学大学が設置する「北海道科学大学高等学校」の工学科廃止認可申請についてご説明します。

本諮問事項は、中学校卒業生における工学科志願者の減少を受け、今回、工学科の廃止を行うとするものです。

生徒の処遇については、令和4年3月をもって工学科の在籍生徒がすべて卒業済みであり、教職員の処遇ですが、当該校又は当該法人の大学への配置換えを終えております。

指導要録等は、引き続き当該校で保管を行うこととしており、廃止に関する基準をすべて満たしていることを確認済みです。

説明は、以上のとおりです。御審議をよろしく申し上げます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

※本件の学校関係者である苫米地委員を除く。

(3) 各種学校の設置認可について

(学校法人理知の杜 理知の杜日本語学校函館校の設置に係る認可について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。)

理知の杜日本語学校函館校は、令和4年2月に法務省から日本語教育機関として告示され、同年4月に開校した当該校を学校教育法に基づく各種学校へ移行するための設置認可申請となっております。

外国人留学生のみを対象とする場合は、学校教育法上、各種学校に位置づけられ、当該校は、日本の大学等への進学を目指す外国人留学生に対して、日本の文化や習慣を含めた日本語教育を行い、国際文化交流に寄与する人材を育成することを目的としており、各種学校への移行時期は知事の認可日を予定しております。

修業年限は入学時点の日本語の習熟度や留学生が希望する4月または10月の入学時期などに対応するため、1年6ヶ月以上2年以下となっており、収容定員は100人となっております。

校地、校舎については、自己所有の既存施設を改修の上、整備されております。

書面審査と5月31日の私学審議会の布川委員とともに実施しました現地調査の結果、年間授業時間数、教員数、校舎面積など、設置基準を満たしていることを確認しております。

説明は、以上のとおりです。御審議をよろしく申し上げます。

【質疑応答】

○議 長 本件に関して、ご質問やご意見がございますでしょうか。

○祖母井委員 基準のところに授業時間数についての記載があるのですが、修業年限については特に記載がなく、一方で申請の内容のところには、1年6ヶ月以上2年以下と記

載されている。この修業年限には特に基準はないという理解でよろしいでしょうか。

つまり、時間数さえ基準に達していれば、修業年限は自由に決められるものなのでしょうか。

- 事務局 各種学校の場合は修業年限は1年以上という基準がございます。
- 祖母井委員 1年以上であれば、仮に3年でも4年でもよろしいということですね。
- 事務局 そのようになります。

【現地調査報告】

- 議長 現地調査に立ち会われた布川委員から報告をいただきたいと思います。
- 布川委員 「理知の杜日本語学校函館校」について、5月31日の火曜日に学事課の職員3名とともに行いました。
まず、学校関係者から説明を受け、校舎設備の状況について確認を行いました。
教育目標や授業科目等の内容など、外国人留学生を受け入れる各種学校として適正な内容であると認められます。
校舎につきましては、自己所有の既存施設を改修した上で、必要な教室や保健室などが申請どおり確保され、基準を満たしております。
生徒の休憩スペースも十分に確保されている状況でした。
また、近隣の民間物件などを借り上げ、学生寮として提供することとしており、学生サポートについても整備されている状況でした。
以上、簡単ですが、現地調査の報告とさせていただきます。
- 議長 ご報告をいただきましたが、ご質問やご意見がございますでしょうか。

(他に出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

7 閉会

(以上をもって、令和4年度第1回北海道私立学校審議会を終了した。)